

# 平成 27 年度第 2 回岡崎市都市計画審議会議事録

1 会議の日時 平成 27 年 10 月 5 日（月） 午後 1 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎 7 階 701 号室

## 3 会議の議題

- (1) 第 2 号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」
- (2) 報告第 2 号「岡崎市緑の基本計画の改訂について」

## 4 会議に出席した委員（13 名）

学識経験者 小川 英明  
学識経験者 宮川 泰夫  
学識経験者 松本 壮一郎  
学識経験者 前山 敏昭  
岡崎市議会議員 木全 昭子  
岡崎市議会議員 井村 伸幸  
岡崎市議会議員 川上 守  
岡崎市議会議員 山崎 憲伸  
岡崎市議会議員 村越 恵子  
愛知県岡崎警察署長（代理）交通課 佐藤 敏宏  
愛知県西三河建設事務所長 高野 昌彦  
市の住民 石井 美紀  
市の住民 森本 剛正

## 5 説明者

都市整備部都市計画課長 足立 邦雄  
都市整備部公園緑地課長 市川 正史

## 6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（小川会長）が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規程第 9 条第 1 項の規定により、前山委員及び井村委員を議事録署名委員に指名した。

## 7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（鈴木都市整備部都市計画課総務班長）から、岡崎市都市計画審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

## 8 第 2 号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」（説明）

議長が第 2 号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局

(足立都市計画課長) から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 変更理由
- (3) 変更状況調書
- (4) 縦覧結果報告

## 9 第2号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

山崎委員：

生産緑地地区は指定から30年経過すると、全て解除となるのか。

事務局(松澤都市計画課計画班長)：

30年経過すると生産緑地法第10条に基づき、いつでも買取り申出ができるようになるが、あくまでも申出ができるというものであって、30年を経過して自動的に全てが解除されるものではない。

ただし、主たる従事者が故障や死亡などの要件がなくても買取りの申出ができるので、現状よりも申出件数が増えることが想定される。

山崎委員：

市が買取りできるという認識でよいか。

事務局(都市計画課計画班長)：

はい。

山崎委員：

岡崎市では買取りの事例はあるのか。

事務局(都市計画課計画班長)：

岡崎市では買取りの事例はない。

山崎委員：

岡崎市においては、生産緑地について今後どのように考えていくのか。

事務局(都市計画課計画班長)：

今後の生産緑地のあり方については、公共用地としての利用や緑地など環境保全としての観点、また市街化区域内においての農地を確保していくことの難しさなどを考慮したうえで、今後の国の動向も踏まえて検討していく課題と考えている。

山崎委員：

なぜ、今まで市は買えなかったのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

買取りの申出があった場合は、庁内関係部署へ買取りの照会をかけている。法制度上は1ヶ月弱で買取りの是非を判断しなければならないことになっており、この検討期間が短く、また予算措置の問題もあるので、買取りが行われていない現状となっている。

ただ、今後についてはこのような30年問題で買取り申出が増加することが予想されるので、関係部署へ周知を図り、あらかじめ生産緑地買取りの検討ができるよう情報の共有を図っていきたい。

村越委員：

今の回答によると、検討期間が1箇月弱であることや予算措置の問題があるとのことだが、期間があつて予算があれば、今まで買い取れるところがあつたと理解できるがどうか。

事務局（都市計画課計画班長）：

実際には緑地等で買取りをした方が好ましいというところもあつたと聞いている。

村越委員：

平成4年に指定されてあと7年で30年となるが、国の生産緑地に関する方向性について、何か情報はないのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

生産緑地については全国の自治体で様々な意見交換などもしている。国土交通省などにこちらから質問し、回答をもらうことも毎年の取組みとして行っている。

30年経過後の措置については、現在のところ国から明確な情報は得ていない。

木全委員：

解除して公共施設として使用されたところは、具体的にはどのような施設として使用されたか。

事務局（都市計画課計画班長）：

資料26ページ、計画図19、3-98で、北側道路に接するところで、黄色い部分があるが、そこは道路用地として変更をかけている。

木全委員：

指定から30年まであと7年、指定を受けている方たちには、維持のためにどのような働きかけをしていくのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

都市計画課からはお願いはしていない。農業委員会で農業に関する指導として対応してもらっている。

木全委員：

相続税について国がどう動くのか、また各自治体が国に対してどう要求していくのか、そのことについて動きはないのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

生産緑地は都市内における良好な環境の保全を目的として指定しているが、相続の問題に関しては、非常に難しいところがあり、都市計画の部分だけで対処できる状況ではない。

基本は農地としてのあり方、農地に関する相続が発生した場合の税制措置というところが主な取組みになってくると認識しているので、農業委員会としっかり連携していく必要があると考えている。

木全委員：

およそどれぐらいの年数で解除されるのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

個々の地権者に発生した事情により買取りの申出が出てくるので、何年で解除ということはない。

過去の統計をみると、毎年同じぐらいの面積が減っている。

木全委員：

農業を続ける人がいなくなったケースはどれぐらいあるか。

事務局（都市計画課計画班長）：

どうしても後継者がいないことがある。平成4年から23年あまり経過しているが営農者が高齢になっている。提出された書類を審査していると、実際には故障された方や亡くなられた方などは80歳代後半に近い方がほとんどなので仕方ないところもある。

親族の方もしくは営農を委託できる方もいるが、営農を継続することは難しいことが書類の審査をして実感している。

木全委員：

当初の指定から今の時点では、生産緑地はどれぐらい減少しているのか。

事務局（都市計画課計画班長）：

平成4年に155.38ヘクタール指定をしている。今回の変更により92.7ヘクタールとなり、およそ63ヘクタール減少している。

松本（壮）委員：

以前、生産緑地について基金を作って買取りをしていかないといけないと話したが、ぜひそういった対策を考えていただきたい。

宮川委員：

生産緑地については、湛水しておいた方がよいところもあるので、今後はハザードマップと重ね合わせて活用の検討をしていくとよいのではないかと。

今後、どのように生産緑地を保持していくか、また、どの生産緑地を保持すべきか、税制措置も含めてそろそろ考えていくべきではないかと。

森本委員：

計画図 15、2-143 に建物が建っているが、建築物は建築できないのではないかと。農業に關係のある建物か。

事務局（都市計画課計画班長）：

生産緑地に建物を建てることのできる場合としては、農作業用の倉庫や営農のために必要な建築物であるので、計画図にある建築物は農作業用の倉庫もしくはそれに類するものと理解している。

木全委員：

生産緑地としては、水害に対して大切な地域もあるが、市としてはその重要性をどのように考えているか。

事務局（都市計画課計画班長）：

湛水機能は重要と認識している。洞地区についてはここ 10 年から 15 年で宅地化が進み、医療施設も多くあり、農地も減少していると認識している。

河川改修と湛水機能の関わりは密接であると認識しているが、具体的な取組みはしていない。

石井委員：

指定されてから 30 年まであと 7 年となっている。高齢化も進んでおり所有者だけがらばれるものでもないため、今後生産緑地をどうしていくか、それぞれの生産緑地の役割を検証して、早急に考えていくべきである。

小川会長：

生産緑地を個人として維持していくことの困難さも大きいため、組織的な仕組みがあるとよい。今後は関係部局と生産緑地のあり方の問題、また土地利用基本計画も含めて、生産緑地について庁内で議論していただきたい。

議長が第 2 号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

## 10 報告第 2 号「岡崎市緑の基本計画の改訂について」

議長が報告第 2 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（市川公園緑地課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 経緯説明
- (3) 計画改訂の方向性
- (4) 基本方針変更の背景
- (5) 緑の推進施策について
- (6) 基本目標の設定について

## 11 報告第2号「岡崎市緑の基本計画の改訂について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

川上委員：

これまで公園愛護会が公園運営をしてきたが、今後は新たに、意欲がある方で作られる組織で運営していくことになるのか。

事務局（市川公園緑地課長）：

現状の公園愛護会を発展させた形で、仮称「公園愛護運営会」を平成30年度に3箇所の公園で結成を目指しているが、活動を進める中で問題点や課題の洗い出し、対応策の検討を行いながら枠組みを検討し、目標年次の平成32年度には10箇所を目指し、その後より多くの公園で「公園愛護運営会」が結成されることを目指している。

川上委員：

新たな組織とこれまでの組織との棲み分けはどう考えていくのか。新たな組織にはどの程度の予算的な補助があるのか。

事務局（藤城公園緑地課計画班主任主査）：

この枠組みは公園の利活用が上手くいっている先進的な自治体である神戸市や川崎市を参考に作っていきたいと考えている。予算的な補助については、神戸市、川崎市のように基本的な清掃活動をやっていただくと今までと同程度の補助となるが、加えてイベントを公園愛護会が主体となって開催すると、例えば1日あたり5,000円、遊具のペンキ塗りは市が直接やっていたが、これを地元でやっていただくと遊具1台あたりいくらか決められて、補助が行われている。

そういう枠組みが成り立っている公園は地域のみなさんの公園という意識が根付いていて、様々な問題とか自分たちで「あれをやりたい」、「これをやりたい」というようなことを自分たちの手で上手くやっていくような状況になっている。

岡崎市においても最初は3箇所だが、徐々に岡崎のスタイルを確立していきたいと考えている。

村越委員：

資料1、3ページ、緑のテーブル会議が3箇所開かれたということだが、どこで、どういう内容で行われたのか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

今後開催を目指していくということで、目標が平成 27 年度に 3 箇所という意向があったが、まだ開催されていない。町役員には説明しており、やっていただけそうな場所は見つかりつつある。

村越委員：

国は川の堤防に新規に桜を植えることを嫌がっている。新たに植えるのではなく、今ある桜並木を保全していくという考えでよいか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

川のルールは非常に難しく、基本的に計画流量が流されれば問題ないという考え方である。川の場所によっては計画流量を超えるような非常に大きな断面の場所もある。大きな断面の上の方なら流す水に支障がない、つまり安全が保たれ余裕がある断面のところでは桜が植えられる可能性がある。

当然、場所や川の形状、新たに作られた堤防なのか、新たに掘られたものか、そういった違いもあるので、一概にすべてがよい、すべてが悪いということではなく、場所によっては桜が植えられる。

村越委員：

今、乙川や伊賀川に植えてある桜は植え替え可能ということによいか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

今、桜が植えてあっても、場所によっては断面に能力がない、今流す水で精一杯であると断面阻害となるので、ケースバイケースである。

村越委員：

増えることはなくても、減ることはあるということか。

事務局（公園緑地課長）：

可能なところを極力探して植えていこうと考えている。新規に更新という形で減った分を本数的には満たすように、今までと本数が変わらないように新たな場所を探して、積極的に植えていこうと考えている。

村越委員：

資料 2 ページに長期未整備公園とあるが、どれくらいあるのか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

都市公園が 230 箇所強あり、その 7%なので、およそ 10 箇所代後半である。

村越委員：

公園のあり方がかなり変わってきている中で、地域にあった公園、地元の要望を取り入

れた公園整備を進めていくべきと考えるがどうか。

事務局（公園緑地課長）：

都市を取り巻く状況の変化に対応するための整備を進めている。少子高齢化のために遊具中心に設置しているが、今後は健康遊具の設置など、地元から出ている要望を踏まえて、メリハリのある公園整備を進めていきたいと考えている。

具体的には公園計画に関して整備すべき公園は整備して、整備の必要性が低い公園は都市計画区域の縮小や廃止を考えている。

来年度以降で公園整備や縮小の方向性を示すガイドラインの作成に向けて有識者等の意見を聴きながら、より具体化していく予定をしている。

また地域によるニーズの違いは既存の公園の利活用の向上を考え、市民ニーズを最大限に活かした公園づくりを目指していく。

村越委員：

人を中心とした、人を大切にした公共施設の配置や公園のあり方が重要だと考える。国で定められたこともあるのでどこまでできるかわからないが、見直しにはそういう考え方が必要と考えるがどうか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

国土交通省には自治体からそういう声が届いている。国としても財政がますます厳しくなる状況の中で、いかに既存施設を活用して公共施設を上手くやっていくかということを検討課題の一つとして議論されている。

次回の計画策定時には国の検討状況の結果等を踏まえて進めていきたいと考えている。

木全委員：

伊賀川の桜の補植を県は何本やるというのは決まっているが、市はどのように把握しているのか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

岡崎公園の桜の伐採は、その本数以上のものを今回の工事で植える。乙川は人道橋の関係で桜が何本か伐採されるが、乙川あるいはそれ以外の場所で植えられるところを探している。

木全委員：

遊具の点検は今後どのようにしていくのか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

先進的な自治体では遊具点検は項目に入っているが、遊具はプロが見ないと難しい部分がある。子どもの人命にも影響するので、地元の方の協力も必要だが、プロの視点でも見たいと考えているので、いただいた意見を参考に枠組みづくりを考えていきたい。



木全委員：

伊賀川の桜は、県からどのように伝わっているのか。

事務局（公園緑地課長）：

伊賀川の現状は極力河川に支障のない部分に桜を植えている。伐採したままではなく県と協議して河川に支障のない部分に桜を植えている。今後も協議をしていき、植えられる場所があれば植えていきたいと考えている。

木全委員：

資料1、2ページに「歴史・文化的な緑づくりを推進します」とある。空襲を受けたことなどを踏まえて植えられたヒマラヤスギを伐採するといわれているのに、「歴史・文化的な緑づくりを推進します」と計画に入れるのは反対である。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

ヒマラヤスギの伐採は今後協議を踏まえて決定していきたいと考えている。緑の基本計画は総論的なことになるので、意見を聴きながら策定していきたいと考えている。

木全委員：

伊賀川改修の地元住民への県の説明では、桜の木についてイラストに示してあり、「ここについてはこれだけ切る。ここについてはこれだけ増やす。」と言っている。県がこれからどれだけ桜を植えていくのかということ認識して、県としっかり交渉してほしい。

高野委員：

伊賀川については、県は緊急工事を終えているが、桜は残せるものは残して、移植できるものは移植して、その後も維持管理を行っている。今後は岡崎市、地元管理をお願いしていきたいと考えている。

これから増やすことについては、河川の樹木植樹基準があるので、その基準に則って、地元の要望に応じていきたいと考えている。

岡崎市には用地確保などの面でお願いすることになっていくと考えている。

井村議員：

緑のテーブル会議が開催されていないということだが、なぜ開催できていないか要因解析はしているのか。緑のテーブル会議が開催されないと新たな見直し後の公園愛護運営会を立ち上げたとしてもこれまでと同じことになってしまうと考えるが、そのことについてはどう考えているのか。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

現在の緑の基本計画はまず枠組みを作るという考えがあり、緑のテーブル会議を開くということを目指していた。策定当時は、ガイドライン的なものを策定し各公園に配布して、こういったものを目指していくので準拠してやっていただきたいという枠組みを考えていた。

それと並行して利活用が上手くいっている自治体に行き、すでに公園愛護会があるのであれば、それを活用した方がよいという話をいただいた。

そのことについて市で議論した結果、まずは今回目指していることについて実験的なことをやってみようと、その中で課題や問題点を洗い出して、ガイドラインを作っていこうと考えた。

石井委員：

資料1、3ページに都市公園の魅力向上に関する改善事業の実施件数とあるが、この改善事業の実施主体はどこか。78件はどんな事業か。

事務局（公園緑地課計画班主任主査）：

改善事業の実施主体は市が行っている。事業としては地域ニーズに合ったものを市が工事などで改善したものを考えている。

単純な改修等ではなく、地域の実情に合った改善やバリアフリー化等も1件として考えている。

高野委員：

今回の改訂を見ると額田地域も都市計画区域になったこともあり一歩踏み込んだ記述がされており、準市街化区域的な位置づけになってきている。

新東名の桁下を利用した公園の計画もあると聞いているが、額田地域においても公園の整備を検討していただきたい。

宮川委員：

岡崎市の場合、散歩道、散策路について、高齢化社会に向けて、もう少しそういうコンセプトがあってもいいと感じている。

井村委員：

組織内でのほかの部署との情報交換や連絡ができるような関係を築いていただきたい。

議長が報告第2号に関する質疑の終結を宣言した後、当該案件における会議意見の反映の検討について意見を付し、議事を終了した。

## 12 その他

事務局から次回の第3回都市計画審議会の開催日時が平成28年1月25日（月）午後1時30分、第4回都市計画審議会の開催日時が平成28年2月22日（月）午後1時30分の予定であることを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第2回都市計画審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市都市計画審議会会長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---